

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス（COVID-19）
感染症への対応について

標記の件について、各旅館業施設においては、感染経路の状況把握等に対応するため、宿泊者名簿の記載について徹底するとともに、下記の留意事項に関してご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握すること。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
- (4) 宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどして受診するよう勧めること。
宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルス（COVID-19）への感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 宿泊者から発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに帰国者・接触者相談センター【資料(1)参照】へ連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。
また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。
- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿

泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。

- (5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域(客室、レストラン、エレベータ、廊下等)のうち手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)を中心に実施すること。【資料(2)参照】

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱う必要があること。【資料(3)参照】

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルス（COVID-19）への感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡させ、その指示に従わせること。

新型コロナウイルス（COVID-19）への感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 連絡先：帰国者・接触者相談センター
 杉並区帰国者・接触者電話相談センター 電話：03-3391-1299
 受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

上記以外の時間は、以下に相談すること。

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター 電話：03-5320-4592

受付時間

平日：午後5時から翌日午前9時まで

土曜日・日曜日・祝日：終日（24時間）

- (2) 消毒方法（緊急を要し、自ら行う場合）

① 手指消毒

速乾性（アルコール擦式）手指消毒薬を用いる。

② 感染が疑われる宿泊者が利用した区域

客室、レストラン、エレベータ、廊下等のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）で手指が頻繁に接触する箇所を中心に、次亜塩素酸ナトリウム（1000ppm）や消毒用エタノール清拭を行う。2度拭きを行う。

③ リネン類

熱水が適している。80℃で10分間などの条件で、熱水洗濯機での洗濯を行う。熱水洗濯機がなければ、次亜塩素酸ナトリウム（1000ppm）への30分間浸漬などを行う。

市販の次亜塩素酸ナトリウムを1000ppmとして使用する場合の計算式

$$q = Y \times \frac{1000 \times a}{X}$$

q：次亜塩素酸ナトリウムの必要量(ml)

Y：バケツ等に入れた水量(m³)

(1ℓ=0.001m³)

X：次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度(%)

a：目標とする塩素濃度：1000(ppm)

- (3) リネン類の取扱い

シーツ等のリネン類の洗濯に当た

っては、医療リネンに準じて扱う必要がある。市中の一般的なクリーニング所では、消毒を要する洗濯物を取扱うことができないので、洗濯を依頼しないこと。

なお、現状で契約されているリネンサプライ業者であっても感染が疑われる宿泊者が使用したものであることを告げたいえ、処理が可能かについて確認すること。

施設内でこれらのリネン類を保管する際には、ビニール袋などに密閉し、他のリネン類と混在することがないようにすること。

また、従業員やその他の者が誤って不適切な取扱いをしないように認識できるように区別し、適切に保管すること。